

令和8年9月28日

桑名市議会議員 倉田 明子 様

総務安全委員会
委員長 水谷 憲治

総務安全委員会調査研究報告書

総務安全委員会における所管事務調査について、下記のとおり調査研究結果を御報告します。

記

1 調査研究事項

路上喫煙の防止について

2 調査研究理由

桑名市路上喫煙の防止に関する条例の施行から7年が経過したが、市内では依然として路上喫煙や吸い殻等のポイ捨てが見受けられる状況にあり、生活環境や景観の悪化、望まない受動喫煙、やけどなどへの懸念が課題となっている。

本市では、桑名駅の周辺を路上喫煙禁止区域として指定し、禁止区域内でパトロールを実施して路上喫煙を止めるよう指導するなどの取組を行っているが、路上喫煙がなくなっていない状況にある。

今後、将来的な路上喫煙禁止区域の拡大も視野に入れつつ、まずは、条例の周知及び喫煙マナーの啓発を着実に進めることが、環境美化や安全・安心なまちづくりにつながるものと考えらる。

そこで、路上喫煙防止の参考となる政策を提案するため、「桑名市路上喫煙の防止に関する条例の周知」、「喫煙マナーの啓発」、「路上喫煙禁止区域における対策の強化」をテーマとして、調査研究を行うこととした。

3 調査研究経緯

実施年月日	主な協議事項
令和８年　３月　６日	調査研究事項の検討、調査研究事項の決定
令和８年　４月　９日	課題の整理、調査研究方法の検討、現状の把握
令和８年　４月２４日	調査研究内容の整理
令和８年　５月２５日	現状確認（執行部へのヒアリング）、他自治体の調査の検討
令和８年　６月　２日	全員協議会にて中間報告
令和８年　６月２３日	調査研究内容の整理
令和８年　６月２４日	書面調査の実施（大阪府大阪市）
令和８年　７月１３日	政策提言に向けた具体的な内容を協議
令和８年　８月　３日	政策提言案の協議
令和８年　８月２４日	全員協議会にて中間報告
令和８年　９月１４日	委員会調査研究報告書の調整
令和８年　９月２８日	全員協議会にて調査研究結果を報告

4 調査研究概要

(1) 行政視察等の実施

① 大阪府大阪市（書面調査）

路上喫煙禁止区域を大阪市内全域に拡大した経緯、具体的な周知・啓発方法、課題等について、書面で照会した。

(2) 調査研究結果（まとめ）

本市では、平成 30 年に桑名市路上喫煙の防止に関する条例を制定し、平成 31 年 4 月 1 日から施行され、路上喫煙の防止に取り組んでいるが、市内では依然として路上喫煙や吸い殻等のポイ捨てが見受けられ、生活環境や景観の悪化に加え、望まない受動喫煙ややけどなどへの懸念が課題となっている。

今後は、路上喫煙禁止区域の拡大の検討や、路上喫煙防止に向けたさらなる取組が必要であると考えている。

そこで、当委員会では、市内の現状を把握するため、各委員がそれぞれ現地調査を行った。また、路上喫煙禁止区域の拡大について検討するため、路上喫煙禁止区域を市内全域に拡大した大阪府大阪市に書面調査を実施した。

その後、政策提言に向け、委員間で政策提言事項の協議を重ねた結果、将来的な路上喫煙禁止区域の拡大も視野に入れつつ、まずは、条例の周知及び喫煙マナーの啓発を着実に進めることが、環境美化や安全・安心なまちづくりにつながるものと考え、当委員会としては、①桑名市路上喫煙の防止に関する条例の周知、②喫煙マナーの啓発、③路上喫煙禁止区域における対策の強化の 3 点を軸に提言することとした。

5 政策提言

【路上喫煙の防止について】

桑名市路上喫煙の防止に関する条例の施行から7年が経過したが、依然として路上喫煙や吸い殻等のポイ捨てが見受けられ、生活環境や景観の悪化に加え、望まない受動喫煙ややけどなどへの懸念が課題となっている。

また、過料の適用対象となる路上喫煙禁止区域においても、路上喫煙及びポイ捨てがなくなっていない状況にあり、路上喫煙防止に向けたさらなる取組が必要であると考えます。

市内全域への路上喫煙禁止区域の拡大は有効な施策となり得るが、その実施に当たっては、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境づくりや、喫煙所の整備などについて十分な検討が必要である。そのため、将来的な路上喫煙禁止区域の拡大も視野に入れつつ、まずは、条例の周知及び喫煙マナーの啓発を着実に進めることが、環境美化や安全・安心なまちづくりにつながるものと考えます。

以上を踏まえ、本市における路上喫煙防止の取組を一層推進するため、以下の3点について提言する。

① 桑名市路上喫煙の防止に関する条例の周知

桑名市路上喫煙の防止に関する条例について、市民はもとより、本市を訪れる方々に対しても、その趣旨や内容が十分に理解されるよう、さらなる周知・啓発に努められたい。

特に、第5条に規定する「市民等は、路上喫煙及びポイ捨てをしないように努めなければならない。」とする市内全域における努力義務について、積極的な周知を図られたい。

また、公共交通機関、SNS、コンビニエンスストア、観光案内施設等、多様な媒体を活用するとともに、多国語表記やピクトグラム等も活用し、外国人旅行者を含む来訪者にも分かりやすい広報・啓発に取り組まれたい。

② 喫煙マナーの啓発

桑名市路上喫煙の防止に関する条例の制定日を記念日とすることについて検討し、喫煙マナーの向上を呼びかけるキャンペーン等を実施されたい。

また、一過性の取組に終わらせることなく、継続的な啓発活動に取り組むとともに、学校、病院、福祉施設、公園及び行政機関の周辺などにおいて重点的な啓発を実施することについても検討されたい。

③ 路上喫煙禁止区域における対策の強化

路上喫煙禁止区域であることをより分かりやすく周知するため、路面標示の充実やのぼり旗、案内看板の設置など、視認性の向上を図られたい。

また、喫煙所への案内標示等を充実させ、喫煙可能な場所と禁止区域を明確に示すことにより、適切な喫煙場所の周知を図り、路上喫煙の防止に努められたい。

さらに、桑名駅東側及び西側の大型ビジョンについて、今後も継続的に活用するとともに、放映内容や時期等を工夫しながら、路上喫煙禁止区域の周知・啓発を効果的に行い、その取組のさらなる充実を図られたい。